

平成21年5月27日

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
パナホーム株式会社
取締役社長 上 田 勉

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」（45頁から46頁）をご覧のうえ、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
当社14階会議室（末尾記載の株主総会会場ご案内略図ご参照）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第52期〔平成20年4月1日から平成21年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会招集通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正する必要がある場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.panahome.jp/ir/>）において掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当年度におけるわが国経済は、9月以降の世界同時不況の影響を受け、特に輸出不振による外需中心型製造業が大幅減益となるなか、非正規労働者の雇用が社会問題となるなど、非常に厳しい状況にありました。

住宅業界におきましても、景気後退による雇用環境の悪化や、株安による逆資産効果などで、住宅投資意欲が著しく低下し、新設住宅着工は昨年の落ち込みから回復する兆しもなく、また、資材価格の高騰による収益圧迫など、大変厳しい事業環境となりました。

このような状況におきまして当社グループでは、パナソニックグループの一員として環境経営を推進する「エコアイデア」の取り組みを導入するとともに、人と地球にやさしい生活快適エコライフ住宅を基本コンセプトと位置づけ、「安全・安心」「健康・快適」「創エネ・省エネ」をテーマに、積極的な事業展開を行いました。

戸建請負事業

戸建請負事業につきましては、商品強化策として、環境意識が高まるなか、先進のエコ技術で創エネ・省エネを追求し、CO₂排出量と光熱費を大幅に削減する「一歩先のエコ」への取り組みに努めました。その結果、国土交通省の「住宅・建築物省CO₂推進モデル事業」に採択されるとともに、「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エレクトリック2008」で大賞を受賞するなど、パナホームの基本性能に対し、大変高い評価をいただきました。

新商品としましては、太陽光発電システムや省エネ効果の高いエコライフ換気システム、さらにセルフクリーニング効果を持つ光触媒のタイル外壁を標準装備した「NEWエルソーナ」、家事効率を高める新・生活提案<家事楽スタイル>で、女性が輝くすてきな暮らしを提案する「ユールキアWe」、そして、洗練されたデザインや機能的な間取りで、新しい都市のライフスタイルを提案する都市型3階建住宅「ソルビオス<アーキモード>」の3商品を平成21年1月に発売し、商品ラインナップの拡充を図りました。

また、販売強化策として、パナホームの基本性能や住み心地、パナソニックグループの先進設備を、“見て・触れて・試して”実感できる「宿泊体験モデルハウス」の積極展開を進めました。

分譲事業

戸建分譲につきましては、「プレミアードヒルズ竜ヶ崎小柴」（茨城県龍ヶ崎市）、「パナホームシティ枚方王仁公園」（大阪府枚方市）、「エコライフステージ桜尾」（広島県廿日市市）など全国23カ所において、国土交通省主導による住宅の長寿命化に向けた「超長期住宅先導的モデル事業」を展開しました。

また、マンション分譲につきましては、既に首都圏と近畿圏で展開をしておりますが、今年度は中部圏で初めてとなる「パークナード桑名駅前」（三重県桑名市）を販売しました。

資産活用事業

賃貸集合住宅につきましては、主力商品として、光触媒のタイル外壁と最高ランクの耐震性能を備えたオール電化賃貸住宅「エルメゾン ネクスト」の販売に注力しました。

また、パナホーム不動産株式会社との連携による「一括借上システム」の推進により、アパートの安心経営を訴求するとともに、オーナー様総会や資産活用セミナー、現場見学会などの積極開催により販売促進を図りました。

一方、医療・福祉建築につきましては、過去の豊富な実績により蓄積されたノウハウを活かし、複合型介護保険施設や医療と介護サービスを備えた多機能型高齢者専用賃貸住宅の販売に努めました。

リフォーム事業

リフォーム事業につきましては、住宅ストックへの対応のための中核事業として位置づけ、下期に約100名の人員増強を行うなど、販売力強化に努めました。

生涯にわたりご満足を提供するという観点から、パナホームのお施主様を中心にリフォーム事業を展開しております。具体的には、住宅メーカーとしてのトータルな視点と豊富なノウハウ、さらにパナソニックグループならではの総合力を活かして快適な空間と設備をコーディネートする「コンサルティング・リフォーム」、そして、太陽光発電システムやオール電化など、地球にも家計にもやさしい「エコライフ・リフォーム」を推進しました。

以上の結果、当期連結経營業績につきましては、減収・増益となりました。

売上高は、9月以降の急激な市況の悪化から分譲事業が前年同期比78.1%となり、合計では前年同期比96.9%の2,846億2千5百万円となりました。利益につきましては、売上高の減少にともなう悪化はあったものの、平成19年8月に実施しました事業構造改革効果に加え、合理化や費用削減の継続的な取り組みにより、営業利益は前年同期比7億3千5百万円増加の94億9千2百万円、経常利益は前年同期比1億5千7百万円増加の95億5千9百万円となり、当期純利益は前年同期比35億5千3百万円増加の29億4千7百万円となりました。

部門別受注高および売上高

部門区分	前年度繰越受注高	当年度受注高	当年度売上高	次年度繰越受注高
建築請負部門	百万円 125,405	百万円 182,821	百万円 202,362	百万円 107,666
不動産事業部門	4,049	54,679	54,317	4,411
住宅システム部材販売部門	15,142	24,747	27,945	11,481
合計	144,597	262,248	284,625	123,559

(注) 1. 当年度に持分法適用会社から子会社への異動があったため、前年度繰越受注高 + 当年度受注高 - 当年度売上高は、次年度繰越受注高に一致しません。

2. 各部門区分の事業内容については、「(11)主要な事業内容」に記載しております。

(2) 設備投資の状況

当年度は、業務の標準化・平準化を推進するためのソフトウェア開発や営業拠点の充実を目的として総額26億9千5百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、手元資金によって充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的にも百年に一度の経済危機といわれる状況にあり、またわが国の経済情勢に好転する要素が見当たらないなか、新設住宅着工戸数は100万戸を割るとの予測もあり、住宅業界は非常に厳しい状況で推移するものと思われます。一方、過去最大の住宅ローン減税や、太陽光発電システムと燃料電池を対象とした補助金、そして検討段階ながら、住宅取得のための贈与税の軽減や太陽光発電にともなう余剰電力の買い取り価格の倍額化など、内需拡大のための多くの住宅建設支援策が準備されつつあります。また、医療・福祉建築分野においては、23万の介護療養型病床の全廃にともなう転換需要が新たに平成21年度以降顕在化するなど、住宅業界には強力な追い風が吹き始めています。

当社グループではこのような経済環境に対処するため、『経営体質強化策』として、固定費の削減や調達・生産・物流・建設・設計の合理化を強力に推進し、損益分岐点売上額の引き下げに努めます。また、生き残りをかけ将来へ備えるという意味での『成長戦略』として、展示場での「待ち」の営業スタイルから、紹介を中心とした「攻め」の営業スタイルへと転換を図るとともに、「建てる時」もさることながら「建ててから」をより重視した住宅ストックへの対応を一層強化してまいります。具体的には、「ハウス・オブ・ザ・イヤー・イン・エレクトリック2008」大賞受賞で評価された省エネ技術や、本格稼働の時期を迎えた宿泊体験モデルハウス、そして紹介情報獲得のためのパナソニック地域電器専門店ルートなど、今まで培ってきた当社グループならではの技術力・商品力・販売チャンネルが、今後の受注確保に貢献するものと考えます。

今後、パナソニックグループの総合力を結集することにより、人にも地球にもやさしくすてきな暮らしを実現するとともに、お客様に生涯にわたってご満足をお届けする「住まいとくらしの総合産業」をめざして努力を重ねてまいります。

何卒、株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (当年度)
受 注 高 (百万円)	283,712	284,798	294,979	262,248
売 上 高 (百万円)	272,294	296,816	293,616	284,625
経 常 利 益 (百万円)	4,744	9,419	9,402	9,559
当期純利益 (百万円)	2,701	5,239	606	2,947
1 株当たり 当期純利益 (円)	16.10	31.21	3.61	17.53
総 資 産 (百万円)	214,018	216,770	206,750	202,854
純 資 産 (百万円)	117,106	120,542	117,356	117,437
1 株当たり 純 資 産 (円)	697.89	713.07	692.48	693.93

(注) 1. 印は損失を示しております。

2. 平成18年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(10)重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社はパナソニック株式会社であり、当社の議決権の54.6%（間接所有を含む。）を所有しております。

重要な子会社および関連会社の状況

（平成21年3月31日現在）

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
(子会社)			
株式会社パナホーム北九州	80	100.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム多摩	40	100.0	
株式会社パナホーム和歌山	40	100.0	
埼玉西パナホーム株式会社	30	97.9	
株式会社パナホーム滋賀	30	78.5	
株式会社パナホーム東海	60	75.0	
パナホーム不動産株式会社	50	100.0	不動産の仲介、賃貸管理 外構・造園工事の設計・ 施工および監理
株式会社ナテックス	300	100.0	
(関連会社)			
株式会社パナホーム愛岐	40	50.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム北関東	34	50.0	
株式会社パナホーム兵庫	99	48.0	
株式会社パナホーム静岡	50	48.0	
京都パナホーム株式会社	97	45.0	
株式会社松栄パナホーム熊本	30	40.0	

その他の関係会社の状況

パナソニック電工株式会社は、当社の議決権の27.3%を保有しており、創業当初から密接な関係にあります。

(11) 主要な事業内容

建築請負部門	戸建住宅・賃貸集合住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負および施工
不動産事業部門	分譲用土地・建物およびマンションの販売、不動産の売買仲介・賃貸管理
住宅システム部材販売部門	工業化住宅「パナホーム」のシステム部材の製造および販売

(12) 主要な営業所および工場

(平成21年3月31日現在)

当 社 本 社	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
営 業 拠 点	
[北海道・東北地区]	当社 東北・北海道支社
[関 東 地 区]	当社 新潟支店、茨城支社、埼玉支社、千葉支社、東京東支社、東京支社、首都圏環境開発支社、神奈川支社 (株)パナホーム北関東、(株)パナホームセキショウ、埼玉西パナホーム(株)、(株)パナホーム多摩、神奈川西パナホーム(株)、(株)ナテックス(本店)
[中 部 地 区]	当社 北陸支店、名古屋支社、中部環境開発支社、岐阜支店、三重支社 (株)パナホーム山梨、(株)パナホーム東海、(株)パナホーム長野中央、(株)パナホーム静岡、(株)パナホーム知多、(株)パナホーム愛岐
[近 畿 地 区]	当社 奈良支社、大阪支社、近畿環境開発支社、近畿特建支社、神戸支社 (株)パナホーム伊賀、(株)パナホーム滋賀、京都パナホーム(株)、(株)パナホーム兵庫、(株)パナホーム和歌山、パナホーム不動産(株)(本店)
[中 四 国 地 区]	当社 東中国支社、西中国支社、四国支社
[九 州 地 区]	当社 九州支社、沖縄支店 (株)パナホーム北九州、(株)パナホーム長崎、(株)パナホーム大分、(株)松栄パナホーム熊本
製 造 拠 点	当社 本社工場(滋賀県東近江市)、筑波工場(茨城県つくばみらい市)
研 究 所	当社 住宅・技術研究所(滋賀県東近江市)

(13)従業員の状況（平成21年3月31日現在）

企業集団の状況

従業員数	前年度末比増減
5,076名	21名減

当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,273名	116名減	39歳1月	15年2月

(注) 従業員数は、出向者（171名）を除いて記載しております。

(14)主要な借入先（平成21年3月31日現在）

お客様がグループホームなどの介護施設を建築する際の資金を、SPC（特別目的会社）を介した証券化により融資するスキームを構築しましたが、当該スキームにおいてSPCが調達した金融機関からの借入資金を計上しております。

借入先	借入額
住友信託銀行株式会社	3,090百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 596,409,000株
 (2) 発行済株式の総数 168,563,533株（自己株式440,654株を含む。）
 (3) 株主数 11,092名
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
パナソニック株式会社	45,518	27.07
パナソニック電工株式会社	45,518	27.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,662	3.36
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C AMERICAN CLIENTS	4,504	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,854	2.29
全国共済農業協同組合連合会	3,697	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	3,615	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,507	2.08
パナホーム社員持株会	2,416	1.43
株式会社三井住友銀行	2,358	1.40

(注) 出資比率は、自己株式数（440,654株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する状況（平成21年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況

(平成21年3月31日現在)

氏名	地位	担当、他の法人等の代表状況等
上田 勉	取締役社長	
楠 光男	取締役	営業統括本部長
小林 昭	取締役	調達・物流本部長
渡部 幸二	取締役	商品・技術本部長
野々村 英彦	取締役	経営企画・広報宣伝担当 新事業開発担当
安原 裕文	取締役	経営管理部門担当
児玉 至光	常任監査役	常勤
中谷 茂	監査役	常勤
出水 順	監査役	弁護士、大阪大学法科大学院特任教授

- (注) 1. 印は、代表取締役であります。
2. 監査役 中谷 茂および監査役 出水 順は、社外監査役であります。
3. 常任監査役 児玉 至光は、当社の経理・財務担当執行役員の経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 中谷 茂は、パナソニック株式会社の経理・財務部門において約30年間勤務した経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
- ・就任
平成20年6月24日開催の第51回定時株主総会において、新たに野々村英彦、安原裕文の2名は取締役に選任され、就任いたしました。
また、同日開催の取締役会において、楠 光男は代表取締役に選定され、就任いたしました。
 - ・退任
平成20年6月24日開催の第51回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により古賀新也、池田孝昭の2名は取締役を退任いたしました。
6. 平成20年6月24日付で、下記のとおり取締役の担当を変更いたしました。

氏名	新	旧
楠 光男	営業統括本部長	営業統括本部長 (兼)パナホーム不動産㈱ 代表取締役社長

7. 平成21年4月1日付をもって、取締役および監査役の体制は次のとおりとなりました。

氏 名	地 位	担当、他の法人等の代表状況等
上 田 勉	取締役社長	
楠 光 男	取 締 役	
渡 部 幸 二	取 締 役	商品・技術本部長
小 林 昭	取 締 役	調達・物流本部長
野々村 英 彦	取 締 役	マーケティング本部長、 経営企画・広報宣伝担当、CS担当
安 原 裕 文	取 締 役	経営管理部門担当
児 玉 至 光	常任監査役	常 勤
中 谷 茂	監 査 役	常 勤
出 水 順	監 査 役	弁護士、大阪大学法科大学院特任教授

印は、代表取締役であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外役員)	名 8	百万円 157	名 3 (2)	百万円 43 (23)	名 11 (2)	百万円 201 (23)
計		157		43		201

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において、取締役報酬は年額230百万円以内、監査役報酬は年額73百万円以内と決議されております。
2. 上記支給額には、平成20年6月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬が含まれております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬については、経營業績に対する貢献度を報酬に連動させるため、担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を、各人の支給額に反映させております。株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、ならびに企業価値の向上を図っております。

(4) 社外役員に関する事項

監査役 中 谷 茂

ア．他の会社の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

イ．当年度における主な活動状況

当年度開催の取締役会13回中すべて、監査役会13回中すべてに出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

監査役 出 水 順

ア．他の会社の社外役員の兼任状況

上野製薬株式会社 社外監査役

イ．当年度における主な活動状況

当年度開催の取締役会13回中すべて、監査役会13回中すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(平成21年3月31日現在)

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	69百万円
当社および当社子会社が支払うべき報酬等の合計額	79百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払っている内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の親会社であるパナソニック株式会社に提出する米国公開企業会計監督委員会基準に従った連結財務諸表の監査
2. パナソニック株式会社の財務報告に関する内部統制の監査に関連して当社およびその連結子会社に対して実施される合意された手続業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意によって当該会計監査人を解任することがあります。この解任を行った場合、監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合または当社に監査契約を継続できない合理的な事由が生じた場合には、取締役は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

6．会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会で決定した内部統制システムの整備に関する基本方針および当社における整備状況は、次のとおりであります。

取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の向上を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

(整備状況)

経営理念実践の指針を具体的に定めた「パナソニックグループ行動基準」や「役員倫理規準」等の社内規程を制定している。また、執行役員制度を導入して、執行役員には執行責任を負わせるとともに、取締役会には経営における意思決定および監督に集中させるガバナンス体制を敷き、取締役の責任を明確にしている。さらに、監査役および監査役会による監査等を実施している。

取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に基づき、適切に保存と管理を行う。

(整備状況)

取締役会議事録は、取締役会ごとに作成され、取締役会事務局により、永久保存されている。また、決裁願は、社長決裁願取扱業務規程に基づいて保存されている。

リスク管理に関する規程その他の体制

リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定し、その重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

(整備状況)

リスクマネジメント委員会を中心に、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。リスクマネジメントを推進するに際しての組織体制、リスクマネジメントの役割および推進に際しての指針・基本的枠組みについては、リスクマネジメント基本規程に定めている。

取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等の策定によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。
(整備状況)

意思決定手続きの明確化、社長決裁規程の運用、取締役と執行役員の役割分担、担当役員・中央部長への権限委譲、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。また、中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

従業員の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、従業員の職務執行の適法性を確保する。

(整備状況)

「パナソニックグループ行動基準」等の社内規程を策定して徹底を図るとともに、内部監査・法務監査・情報セキュリティ監査等の実施、「企業倫理ホットライン」の運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。

監査役の職務を補助する従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。

(整備状況)

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させている。

監査役への報告に関する体制

取締役および従業員等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

(整備状況)

取締役および従業員等は、監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、特に重要な事項についてはその都度報告を行っている。会社の意思決定事項については重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告するとともに、決裁事項は電子決裁システムによりすべて閲覧可能な状態にしている。また、「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、従業員が直接監査役会に通報する体制を構築している。

監査役監査の実効性確保のための体制

監査役が毎年策定する監査計画に従い、グループとして実効性ある監査を実施できる体制を整える。

(整備状況)

各部門・事業所および子会社・関連会社においては監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も定例報告会等で適宜報告するなど連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。また、常勤監査役はパナソニックグループの監査役との連携を図るために「パナソニックグループ監査役全体会議」に出席している。

当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するため、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念および から までの基本方針を徹底する。

(整備状況)

「パナソニックグループ行動基準」の運用、グループ会社への株主権の行使、取締役および監査役の派遣、社長決裁規程の運用、内部監査部門等による監査の実施、経営方針発表による目標の共有化等を行っている。

また、上記各体制のもとで当社グループの業務の適正性を確保することにより、米国企業改革法および金融商品取引法に基づく財務報告に関する内部統制についても適切な対応を行っている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主の皆様の利益を最も重要な政策のひとつとして考えて経営に当たってまいりました。この方針のもと、配当につきましては、安定配当を基本とし、事業基盤の強化、経営状況・財務状況等を総合的に勘案した株主還元策を進めてまいります。

なお、内部留保資金は、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに将来の事業展開に役立てることといたします。

上記の方針に基づき、当年度につきましては、中間配当として1株当たり7円50銭を実施しており、期末配当7円50銭と合計で1株当たり15円の年間配当を予定しております。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	131,068	流動負債	65,939
現金預金	26,544	支払手形・工事未払金等	33,544
受取手形・完成工事未収入金等	3,399	短期借入金	124
有価証券	30,005	リース債務	241
未成工事支出金	6,004	未払法人税等	375
販売用不動産	56,097	未成工事受入金	14,163
商品及び製品	986	賞与引当金	2,961
仕掛品	30	完成工事補償引当金	3,550
原材料及び貯蔵品	156	売上割戻引当金	7
繰延税金資産	5,630	その他	10,971
その他	2,278	固定負債	19,478
貸倒引当金	65	長期借入金	3,090
固定資産	71,786	リース債務	627
有形固定資産	39,914	再評価に係る繰延税金負債	2,127
建物及び構築物	16,299	退職給付引当金	4,258
機械装置及び運搬具	1,343	その他	9,373
土地	21,050	負債合計	85,417
リース資産	824	(純資産の部)	
建設仮勘定	100	株主資本	123,298
その他	296	資本金	28,375
無形固定資産	2,808	資本剰余金	31,982
投資その他の資産	29,062	利益剰余金	63,187
投資有価証券	10,770	自己株式	247
長期貸付金	4,931	評価・換算差額等	6,658
前払年金費用	5,692	その他有価証券評価差額金	107
繰延税金資産	5,366	土地再評価差額金	6,766
その他	3,254	少数株主持分	796
貸倒引当金	952	純資産合計	117,437
資産合計	202,854	負債・純資産合計	202,854

連結損益計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	284,625
売 上 原 価	216,785
売 上 総 利 益	67,839
販売費及び一般管理費	58,347
営 業 利 益	9,492
営 業 外 収 益	934
(受 取 利 息)	(391)
(受 取 配 当 金)	(22)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	(520)
営 業 外 費 用	867
(支 払 利 息)	(227)
(持 分 法 に よ る 投 資 損 失)	(335)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	(304)
経 常 利 益	9,559
特 別 利 益	114
(固 定 資 産 売 却 益)	(8)
(貸 倒 引 当 金 戻 入 額)	(105)
特 別 損 失	1,436
(固 定 資 産 除 売 却 損)	(268)
(減 損 損 失)	(102)
(た な 卸 資 産 評 価 損)	(353)
(ブ ラ ン ド 統 一 費 用)	(36)
(退 職 給 付 制 度 改 定 損)	(91)
(展 示 場 撤 退 損)	(583)
税金等調整前当期純利益	8,237
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	283
法 人 税 等 調 整 額	5,032
少 数 株 主 損 失	25
当 期 純 利 益	2,947

連結株主資本等変動計算書

〔平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年3月31日残高	28,375	31,982	62,761	218	122,901
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			2,522		2,522
当期純利益			2,947		2,947
土地再評価差額金の取崩			1		1
自己株式の取得				38	38
自己株式の処分		0		9	9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	426	29	397
平成21年3月31日残高	28,375	31,982	63,187	247	123,298

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	415	6,764	119	6,468	923	117,356
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						2,522
当期純利益						2,947
土地再評価差額金の取崩						1
自己株式の取得						38
自己株式の処分						9
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	307	1	119	190	126	317
連結会計年度中の変動額合計	307	1	119	190	126	80
平成21年3月31日残高	107	6,766	-	6,658	796	117,437

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社 株式会社パナホーム北九州、株式会社パナホーム多摩、株式会社パナホーム和歌山、埼玉西パナホーム株式会社、株式会社パナホーム滋賀、株式会社パナホーム東海、パナホーム不動産株式会社、株式会社ナテックス

子会社14社のうち、13社を連結の範囲に含めております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム多摩は議決権比率の異動により連結の範囲に含めたため、連結子会社の数が1社増加いたしました。一方、清算手続き中であるパナホーム テック（マレーシア）センディリアン パハッド [PANAHOME TECH (MALAYSIA) SDN.BHD.]（非連結子会社）は重要性が低下したため、イーアンドエー設計株式会社は清算終了により消滅したため、連結子会社の数が2社減少いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 14社

主要な持分法適用関連会社 株式会社パナホーム愛岐、株式会社パナホーム北関東、株式会社パナホーム兵庫、株式会社パナホーム静岡、京都パナホーム株式会社、株式会社松栄パナホーム熊本

関連会社15社のうち、14社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、新たに設立した株式会社パナホーム長崎を持分法適用の範囲に含めたため、持分法適用関連会社の数が1社増加いたしました。一方、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム多摩は議決権比率の異動により連結子会社となったため、持分法適用関連会社の数が1社減少いたしました。

また、関連会社である入江工営株式会社及び非連結子会社であるパナホーム テック（マレーシア）センディリアン パハッド [PANAHOME TECH (MALAYSIA) SDN.BHD.] は、連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ワン、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ツー及び有限会社ナーシングホーム・ファンディング・スリーの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定して おります。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、販売用不動産	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定して おります。)
製品、仕掛品、原材料、貯蔵品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定して おります。)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産除く）

建物	定額法
その他の有形固定資産	定率法

無形固定資産（リース資産除く）..... 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡後の建築物及び住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分及び住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他のものについては、発生連結会計年度に一括して償却することとしております。なお、金額が僅少なものについては発生連結会計年度に一括して償却することとしております。

(8) 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益は1,233百万円、経常利益は1,199百万円、税金等調整前当期純利益は、1,552百万円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

(9) 表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、前連結会計年度におきまして「棚卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「未成工事支出金」「販売用不動産」「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「棚卸資産」に含まれる「未成工事支出金」「販売用不動産」「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ6,391百万円、48,330百万円、1,148百万円、51百万円、365百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

長期貸付金	4,051百万円
-------	----------

 担保に係る債務

長期借入金	3,090百万円
-------	----------
2. 有形固定資産の減価償却累計額 48,204百万円
3. パナホーム購入者のための住宅ローン及びつなぎローンの保証債務 7,343百万円
4. 受取手形裏書譲渡高 0百万円
5. 事業用土地の再評価
 「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,372百万円下回っております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	168,563			168,563

自己株式

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	424	70	17	477

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加70千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少17千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月25日 取締役会	普通株式	1,261	7.5	平成20年3月31日	平成20年5月29日
平成20年10月24日 取締役会	普通株式	1,261	7.5	平成20年9月30日	平成20年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年4月27日 取締役会	普通 株式	1,260	利益 剰余金	7.5	平成21年3月31日	平成21年5月28日

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	693円93銭
1株当たり当期純利益	17円53銭

(注) 本連結計算書類中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	121,770	流動負債	62,002
現金預金	20,797	支払手形	251
完成工事未収入金	1,099	工事未払金	14,131
売掛金	2,044	買掛金	17,885
有価証券	30,005	リース債務	192
未成工事支出金	5,027	未払金	6,584
分譲用建物	14,565	未払費用	1,112
分譲用土地	38,666	未払法人税等	320
商品及び製品	939	未成工事受入金	12,235
仕掛品	30	預り金	2,762
原材料及び貯蔵品	151	賞与引当金	2,659
前渡金	540	完成工事補償引当金	3,504
短期貸付金	220	売上割戻引当金	11
関係会社短期貸付金	650	リース資産減損勘定	349
前払費用	163	固定負債	12,460
繰延税金資産	5,490	リース債務	496
その他資産	1,427	再評価に係る繰延税金負債	2,127
貸倒引当金	49	退職給付引当金	3,593
固定資産	60,138	長期預り金	6,225
有形固定資産	38,400	その他	17
建物	14,881		
構築物	781	負債合計	74,463
機械及び装置	1,264		
車両運搬具	72	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	273	株主資本	114,097
土地	20,373	資本金	28,375
建設仮勘定	652	資本剰余金	31,981
無形固定資産	2,484	資本準備金	31,953
施設利用権	143	その他資本剰余金	28
ソフトウェア	2,341	利益剰余金	53,977
投資その他の資産	19,253	利益準備金	4,188
投資有価証券	2,954	その他利益剰余金	49,789
関係会社株	1,331	配当積立金	4,400
出資	9	別途積立金	42,000
長期貸付金	212	繰越利益剰余金	3,389
従業員長期貸付金	629	自己株式	238
破産更生債権等	461	評価・換算差額等	6,651
前払年金費用	5,692	その他有価証券評価差額金	115
繰延税金資産	5,227	土地再評価差額金	6,766
長期預り金	1,389	純資産合計	107,445
その他の	2,583		
貸倒引当金	1,238	負債・純資産合計	181,908
資産合計	181,908		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	249,143
完 成 工 事 高	175,006
不 動 産 事 業 売 上 高	36,826
住 宅 シ ス テ ム 部 材 売 上 高	37,310
売 上 原 価	189,170
完 成 工 事 原 価	131,761
不 動 産 事 業 売 上 原 価	32,601
住 宅 シ ス テ ム 部 材 売 上 原 価	24,807
売 上 総 利 益	59,972
完 成 工 事 総 利 益	43,244
不 動 産 事 業 総 利 益	4,224
住 宅 シ ス テ ム 部 材 総 利 益	12,503
販売費及び一般管理費	50,792
営 業 利 益	9,180
営 業 外 収 益	690
(受 取 利 息)	(52)
(有 価 証 券 利 息)	(164)
(受 取 配 当 金)	(137)
(受 入 り ベ ー ト)	(65)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	(270)
営 業 外 費 用	321
(支 払 利 息)	(132)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	(188)
経 常 利 益	9,549
特 別 利 益	491
(固 定 資 産 売 却 益)	(7)
(貸 倒 引 当 金 戻 入 額)	(224)
(子 会 社 清 算 配 当 金)	(260)
特 別 損 失	1,280
(固 定 資 産 除 売 却 損)	(245)
(減 損 損 失)	(90)
(た な 卸 資 産 評 価 損)	(330)
(プ ラ ン ド 統 一 費 用)	(31)
(展 示 場 撤 退 損)	(583)
税 引 前 当 期 純 利 益	8,760
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	155
法 人 税 等 調 整 額	5,146
当 期 純 利 益	3,458

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日残高	28,375	31,953	28	31,981	4,188	4,400	42,000	2,451	53,039	209	113,187
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								2,522	2,522		2,522
当期純利益								3,458	3,458		3,458
土地再評価差額金の取崩								1	1		1
自己株式の取得										38	38
自己株式の処分			0	0						9	9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	-	-	938	938	29	909
平成21年3月31日残高	28,375	31,953	28	31,981	4,188	4,400	42,000	3,389	53,977	238	114,097

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日残高	416	6,764	6,348	106,839
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				2,522
当期純利益				3,458
土地再評価差額金の取崩				1
自己株式の取得				38
自己株式の処分				9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	301	1	302	302
事業年度中の変動額合計	301	1	302	606
平成21年3月31日残高	115	6,766	6,651	107,445

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま す。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地	個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定しております。)
製品、仕掛品、原材料、貯蔵品	総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

建物	定額法
その他の有形固定資産	定率法

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 重要な引当金の計上の方法

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

引渡後の建築物及び住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分及び住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

6. 会計方針の変更

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。

これにより、営業利益は1,230百万円、経常利益は1,196百万円、税引前当期純利益は、1,526百万円減少しております。

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		47,304百万円
2. パナホーム購入者のための 住宅ローン及びつなぎローンの保証債務		5,979百万円
3. 関係会社に対する	短期金銭債権	2,500百万円
	長期金銭債権	1,916百万円
	短期金銭債務	4,844百万円
	長期金銭債務	379百万円
4. 事業用土地の再評価		
<p>「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,372百万円下回っております。</p>		

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	36,492百万円
	仕	入	高	11,613百万円
	販売費及び一般管理費			2,048百万円
	営業取引以外の取引高			428百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	388	69	17	440

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加69千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少17千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	920
完成工事補償引当金	1,425
賞与引当金	1,082
未払事業税否認額	68
減価償却費限度超過額	1,017
貸倒引当金損金算入限度超過額	522
繰越欠損金	7,117
その他	2,227
繰延税金資産小計	14,381
評価性引当額	2,809
繰延税金資産合計	11,571
繰延税金負債	
前払年金費用	853
その他有価証券評価差額金	0
繰延税金負債合計	854
繰延税金資産(負債)の純額	10,717

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として展示場であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

未経過リース料

(単位：百万円)

1 年 内	385
1 年 超	2,129
合 計	2,515

3. オペレーティング・リース取引（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

未経過リース料

(単位：百万円)

1 年 内	26
1 年 超	346
合 計	373

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	6,370	4,150	349	1,870
車 両 運 搬 具	13	9		4
工具、器具及び備品	102	68		34
ソ フ ト ウ ェ ア	3	2		0
合 計	6,489	4,230	349	1,909

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

1 年 内	1,048
1 年 超	861
合 計	1,909

リース資産減損勘定残高 349

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

支 払 リ ー ス 料	1,784
減 価 償 却 費 相 当 額	1,784
減 損 損 失	349

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼務等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	パナソニック 電工(株)	148,513	電気機械 器具等の 製造・販 売	(被所有) 直接 27.3	-	製品及 び原材 料等の 購入	製品及び 原材料等 の購入	6,640	買掛金	2,252

(注) 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、残高には消費税等を含めた額を記載しております。

【取引条件ないし取引条件の決定方針等】

製品及び原材料等の購入価格は、市場価格を勘案した一般取引と同様の条件によっております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼務等	事業上 の関係				
子会社 及び 関連会社	(株)パナホーム 北関東 ほか5社 (関東地方)	20~80	建設業	(所有) 直接 35.0~ 100.0	兼任13名 (うち従業員 13名) 出向9名	パナホ ームの 受注・ 施工・ 販売	製品の販 売、工事 の請負他	13,317	売掛金	372
同上	(株)パナホーム 静岡 ほか4社 (中部地方)	40~60	同上	(所有) 直接 48.0~ 75.0	兼任16名 (うち従業員 16名) 出向2名	同上	製品の販 売	9,062	売掛金	334
同上	京都パナホーム(株) ほか4社 (近畿地方)	30~99	同上	(所有) 直接 45.0~ 100.0	兼任14名 (うち従業員 14名) 出向3名	同上	製品の販 売、工事 の請負	10,045	売掛金	491
同上	(株)パナホーム 北九州 ほか3社 (九州地方)	20~80	同上	(所有) 直接 35.0~ 100.0	兼任10名 (うち従業員 10名) 出向2名	同上	製品の販 売	4,003	売掛金	199

- (注) 1. パナホーム協業会社は全国に多数存在するので、全てを合計して重要性を判断し、地域毎に分けて表示しております。なお、取引金額及び債権の金額はそれぞれ地域別の合計額で計上しております。
2. 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、残高には消費税等を含めた額を記載しております。
3. 出向者は当社の従業員であります。

【取引条件ないし取引条件の決定方針等】

- (1) パナホーム協業会社に対する製品の販売について、価格その他の取引条件は、パナホーム代理店と同様の条件によっております。
- (2) 工事の請負について、価格その他の取引条件は、一般の顧客等と同様の条件によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	639円09銭
1 株当たり当期純利益	20円57銭

(注) 本計算書類中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年 4月22日

パナホーム株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 中村基夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池田賢重 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パナホーム株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の4.(8) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年 4月22日

パナホーム株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 中村基夫 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 池田賢重 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な会計方針の6.会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年4月24日

パナホーム株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 児玉至光 ㊟

監査役(常勤社外監査役) 中谷茂 ㊟

監査役(社外監査役) 出水順 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

今後の事業展開に備えるため、第2条の事業目的を追加するとともに、一部字句の修正を行うものであります。

(2) 株券電子化に伴う変更

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行(平成21年1月5日)に伴い、当社定款規定のうち、株券および実質株主名簿に関する文言を削除し、あわせてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

なお、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. } { (省略)</p> <p>4. }</p> <p>5. 地域開発、都市開発および環境整備に関する事業の企画、設計、監理およびコンサルティング</p> <p>6. } { (省略)</p> <p>8. }</p> <p>9. <u>介護保険法による居宅介護支援事業および認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与等に関する居宅サービス事業</u></p>	<p>第2条(目的) (現行どおり)</p> <p>1. } { (現行どおり)</p> <p>4. }</p> <p>5. 地域開発、都市開発および環境整備に関する事業の企画、設計、監理およびコンサルティング<u>ならびに土地の測量</u></p> <p>6. } { (現行どおり)</p> <p>8. }</p> <p>9. <u>介護保険法にもとづく居宅介護・介護予防支援、居宅・介護予防サービス、地域密着型サービスおよび施設サービス等に関する事業</u></p>

現行定款	変更案
10. } 1 } (省略) 25. }	10. } 1 } (現行どおり) 25. }
<u>第7条(株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
<u>第8条(単元株式数および単元未満株券の発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>	<u>第7条(単元株式数)</u> (現行どおり) (削除)
<u>第9条(単元未満株式の買増請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	<u>第8条(単元未満株式の買増請求)</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。 (削除)
<u>第10条(株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>	<u>第9条(株主名簿管理人)</u> (現行どおり) (現行どおり) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。
<u>第11条</u> 1 } (条文の記載省略) <u>第38条</u>	<u>第10条</u> 1 } (現行の第11条から第38条までを各1条ずつ繰り上げる。条文は現行どおり。) <u>第37条</u>
(新設)	付則
(新設)	<u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員が本総会終結の時をもって任期満了となり、楠 光男、小林 昭の両氏がこれを機に退任いたします。

つきましては、取締役6名の選任をお願いしようとするものであります。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	上田 勉 昭和22年9月22日	昭和46年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成15年6月 同 役員、パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長に就任 平成18年4月 当社顧問に就任 平成18年6月 同 代表取締役社長に就任、現在に至る	21,000株
2	渡部 幸二 昭和26年8月28日	昭和45年3月 当社に入社 平成14年10月 同 執行役員に就任 平成19年6月 同 取締役に就任、現在に至る 同 常務執行役員に就任 平成19年11月 同 商品・技術本部長、現在に至る 平成21年4月 同 専務執行役員に就任、現在に至る	19,000株
3	野々村 英彦 昭和27年1月12日	昭和50年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成15年6月 松下電池工業株式会社（現 パナソニック株式会社 エナジー社）取締役に就任 平成20年4月 当社顧問に就任 平成20年6月 同 取締役、常務執行役員に就任、現在に至る 平成21年4月 同 マーケティング本部長 兼 経営企画・広報宣伝担当 兼 CS担当、現在に至る	5,000株
4	安原 裕文 昭和31年8月28日	昭和54年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成13年5月 同 経理グループ 事業チーム 参事 平成20年4月 当社顧問に就任 平成20年6月 同 取締役に就任、現在に至る 同 執行役員に就任 同 経営管理部門担当、現在に至る 平成21年4月 同 常務執行役員に就任、現在に至る	3,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	山 田 富 治 昭和30年 8 月19日	昭和51年 4 月 当社に入社 平成14年10月 同 中部営業部長 平成16年 7 月 同 中部協業推進部長 平成16年10月 同 戸建住宅事業部長 平成17年 6 月 同 執行役員に就任、現在に至る 平成17年11月 同 商品開発担当 平成19年11月 同 建築技術本部長、現在に至る	5,000株
6	畠 山 誠 昭和32年10月17日	昭和55年 4 月 当社に入社 平成16年 4 月 同 東京支社長 平成17年 6 月 同 執行役員に就任、現在に至る 平成18年 6 月 同 東部営業担当 平成19年 6 月 同 東部営業本部長 兼 渉外担当 平成21年 4 月 同 東部営業本部長、現在に至る	3,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 印は、新任候補者であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成21年6月22日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer® 5.5 SP2以上またはNetscape® 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscape®は、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

〔インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ〕

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】☎® 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会>

☎® 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）